

鶴見区社会福祉協議会の会員になりませんか？

<https://www.yturumi-shakyo.jp>

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を目的とした非営利の民間団体で、全国の都道府県や市区町村に一つずつ設立されています。

地域福祉とは「地域住民が主体になり、その知恵や資金を出し合い協力しあって、誰もが住みやすいまちづくりを目指すこと」。それを住民のみなさんと一緒に考え、応援しているのが「社協」です。

現在、約190の福祉関係団体が加入しています。みなさんも社協のネットワークに参加しませんか？

1. 新規入会申込・年会費について

- (1) 入会手続き：入会には理事会の承認が必要です。（5・11・3月開催予定）
理事会の前月の末日までに、所定の様式をご提出ください。
- (2) 年会費の納入：承認後、決定通知と会費の納入依頼をお送りします。（2年目以降は、4月頃請求）
※会費は年度の途中に入・退会する場合でも、月割計算や返金はありません。

2. 部会・分科会について

- (1) 部会：理事や評議員などの役員を選出する際に開催します。
- (2) 分科会：共通の課題などを話し合う場です。（開催時は別途通知）
該当する分科会は下記のとおりですが、★印の分科会についてのみ、他種会員（第2・3・4・6・7種会員）もオブザーバー参加することができます。
また、合同で開催することもあります。



種別	会員	年会費	分科会			部会
第5種	障害者団体等当事者団体	5,000円	障害福祉 関係分科会 (★)	児童福祉 関係分科会 (★)	高齢福祉 関係分科会 (★)	当事者団体部会 (当事者団体)
第1種	公私社会福祉事業施設 及び団体	10,000円				専門団体部会 (福祉・ 医療施設)
第7種	その他社会福祉に 関係ある団体	5,000円				※第7種会員は、活動種類によっては分科会に該 当しない場合もあります。
第2種	民生委員児童委員	1,000円	民生委員児童委員分科会 (月1回：区民児協と同時開催)			地域福祉 団体部会
第3種	地区社会福祉協議会	5,000円	地区社会福祉協議会分科会 (2ヶ月に1回程度開催)			
第4種	地区連合会 (自治会町内会)	30円×町会加入 世帯数	自治連合会分科会 (月1回：区自治連と同時開催)			
第6種	ボランティア ・市民活動団体	5,000円	ボランティア・市民活動団体分科会 (年5回)			
第8種	社会福祉関係行政機関	免除				
第9種	学識経験者	免除				学識経験者部会

3. 助成金制度「鶴見ふれあい善意銀行」への会員優遇枠について

- (1) 上限金額 を1万円上乗せして申請することができます。
(前年度までに入会が承認されており、かつ当年度の会費の納入が上限となります)
- (2) 名簿の添付や、10万円を越える申請の際、審査会でのプレゼンが免除されます。

4. 区社協広報紙「鶴見区社協だより」への記事掲載について

「鶴見区社協だより」（10・3月発行）に、区社協会員を優先して掲示を掲載します。

5. 協働事業等について／共催・後援名義の使用申請について

鶴見区社協は会員の皆さんとの協働事業も行っていますので、ご相談ください。